

議 事 録

令和6年3月8日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第9回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 松永 川口(→)	
	中原 福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多	
	西口	(計23名)
	吉岡	
欠席者	喜久永 川口(貞)	
事務局	小林 前川 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議 長	定刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第9回総会を開催します。	
会 長	さて、昨秋、神戸地区の木下賢一委員が体調不良のため辞任されました。後任の推薦を神戸地区住民自治協議会にお願いしたところ、新委員として、松永省二さんを推薦くださり、議会の承認を経て、3月1日付で任命辞令を交付されました。本日から総会に出席いただいておりますので、ご紹介するとともに、松永委員からご挨拶をお願いいたします。	
松永委員	(ご挨拶)	
議 長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数24名中23名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、21番の喜多委員、22番の西口委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数14件、筆数は田29筆、畑1筆、面積は合計40,108㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～5について、事務局は説明してください。	

事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料3ページをご覧ください。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地であるため、去る3月1日に新規営農面談を行い、新規営農者として問題ないことを確認いただいたところです。譲受人は農作業歴20年で、本人と兄弟、父が農作業に常時従事しています。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を長田の実家に保有しています。譲受人の父は地元の長田地区で3.4haの農地を耕作していましたが、高齢ということもあり、数年前から子である譲受人に経営を委譲しているため、この度は子名義での取得に至った次第です。申請地において今後も水稻を作る予定で、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は152aで、取得後は154aとなります。譲受人は農作業歴60年で、妻とともに常時従事します。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバインを1台保有しています。申請地は譲受人の所有地に隣接し、町合わせされて一体的に譲受人が耕作中のため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は65aで、取得後は222aとなります。譲受人の農作業歴は20年で、夫と子とともに常時従事しています。農機具はトラクター、田植機、トラック、草刈り機を各1台ずつ保有されています。作付け予定は水稻とキャベツ等の露地野菜を予定しています。譲渡人が88歳と高齢となり、管理しきれなくなったため知り合いである譲受人に農振農用地を譲渡することになった次第で、通作時間も約15分と問題なく、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積はありませんが、対象農地の隣地にある空き家を購入し、常時従事される予定です。今回取得する農地ではじゃがいも、にんじん、きゃべつ、とまと等の自家用野菜を栽培することになっており、現地立ち合いにおいて、農業委員さん、推進委員さんに問題がないことを確認いただきました。農機具は必要に応じて取得する予定であり、購入する居宅の隣接地にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は41aで、取得後は42aとなり、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台所有し、既に申請地の一部で耕作されており、今後も季節の野菜を耕作される予定です。申請地は自宅の隣にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、長田地区、花垣地区、依那古地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門口委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
中原委員	No.2、No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
藤室委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
田中委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～5については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.6～10について、事務局は説明してください。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は117aで、取得後は131aとなり、農作業歴は本人が40年、母が60年、子が13年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地は、これまでも譲受人が隣りにある所有地とともに水稻を耕作されていたことから売買されることになったものです。申請地は自宅から300mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の〇〇さんは神戸・依那古・猪田などで大規模に稲作をされています。会社設立は平成26年で、社員は4名です。野菜・果樹の栽培もされており、農業機械など必要な設備は備えています。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農作業歴は40年で、本人が従事されています。農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、草刈機などを各1台所有されており、取得後は水稻を栽培されます。取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農作業歴は25年で、本人、妻が従事されています。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕運機などを各1台所有されており、取得後は野菜や果樹を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生地区市民センターから南東に約900mの位置にあり、譲受人が所有している田に隣接しています。1ページの報告第1号の「農地法第18条第6項の規定による通知について」のNo.1で報告しましたとおり、譲渡人と譲受人は三重県農林水産支援センターを介して賃貸借権を設定し、譲受人が耕作をしていましたが、令和6年1月20日に合意解約し、今回の申請に至っています。譲受人は、認定農業者であり、農作業歴が約30年、年間従事日数が300日の専業農業者です。また、譲受人の次男も年間従事日数が300日の専業農業者で譲受人とともに農業に従事されています。譲受人は水稻を栽培されており、申請地においても、水稻の栽培をされます。農機具は、田植機1台、トラクター3台、コンバイン3台、軽トラック3台を所有しています。申請地の隣接に譲受人所有の田があることから、引き続き効率よく管理できるものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、壬生野地区、猪田地区、矢持地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
池町委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.7、No.8について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
喜多委員	No.9について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.6～10について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.6～10は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局は説明してください。
事務局	5ページをご覧ください。No.1です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、小田地区市民センターから北東に約250mの位置にあり、用途地域であることから、第3種農地になります。申請者は現在申請地の道路を挟んで斜め向かいの左側に居住していますが、将来的に移転するために、新たに申請者の居宅を建築するものです。また、車庫については既に昭和60年頃に建築されているため、顛末書を添付しての申請となっています。居宅及び車庫については、申請地の2筆を一体的に利用することで、合計面積337㎡に対して、居宅の建築面積が72.04㎡、車庫の建築面積が42.80㎡ですので建ぺい率が34.1%となり、適正な建ぺい率22%を上回っているため、問題はございません。土地造成は、道路の高さに合わせて土を入れて整地を行います。取水は、上水道を引込み、生活雑排水は浄化槽を経由して既設の排水管に放流し、雨水については、敷地内に集水桝を設けて既設の水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、小田地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局は説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料6ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、安場集落内の安場公民館の向かい側の土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は借人の居宅1棟の新築です。貸人は借人の妻の父(義理の父)に当たります。居宅の建築面積は94.95㎡で必要最小限の面積の判断基準である建蔽率22%を超えており問題ありません。取水は南側道路の上水道埋設管より引き込み、汚水は敷地内で集水し南側道路の集落排水管に放流します。雨水は北側の既設水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。住宅地内の狭小な土地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。

事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、古山郵便局から北へ約100mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は受人の居宅1棟の新築および5台分の駐車場敷地として利用する計画です。居宅の建築面積は103.51㎡で、必要最小限の面積の判断基準である建蔽率22%を超えており問題ありません。取水は東側道路の上水道埋設管より引き込み、汚水は東側道路の集落排水管に接続して放流、雨水は北側の既設排水路に放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。住宅地内の狭小な土地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市立柘植中学校から北へ700m程に位置し、農振農用地に該当します。申請法人の合同会社〇〇は太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電などを目的として、平成27年1月に設立された法人です。今回、申請地に隣接する山林に太陽光発電設備を設置する工事にともない、当該申請地が資材を搬入するために必要なことから、一時転用の申請がなされたものです。令和7年2月28日まで賃貸借により借り受け、農地の一部に敷き鉄板を43枚、資材置場を1か所、駐車場を4台分、仮設事務所を1棟設置し、工事完了後には敷き鉄板等を撤去して農地に復元する予定です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。申請地は名阪国道上柘植インターから北西へ900m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、譲受人の親族が役員を務める〇〇株式会社が先代から事業継承のため関係書類を確認していたところ、平成4年から使用していた資材及び重機置き場が農地であることが判明したことから顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.5とNo.6は、譲受人が同一で申請地が接しておりますので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから南東に350mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は不整形で基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年6月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び北西の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを合計で318枚設置、地元地区や土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、古山地区、柘植地区、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	No.1、No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福岡委員	No.3、No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.5、No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.7～14について、事務局は説明してください。
事務局	No.7からNo.9は関連しますので、併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、城東中学校から南へ約1kmに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積6,145㎡、掘削面積5,387.7㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み19,979㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後、東条にある〇〇株式会社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、旧床土を0.5m、山土を4.4m充てる計画となっています。山土については槇山にある自社所有の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用水路から服部川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と株式会社〇〇が共同責任を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましても、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、名阪国道一之宮インターから北西に850mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は不整形で基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年6月30日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び南西の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを158枚設置、地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、小田地区市民センターから南西に約250mに位置しており、用途地域であることから、第3種農地となります。申請地の東側の隣接に別会社の太陽光発電施設があり、周辺に民家もありますが、これまでも問題がないと伺っています。所有者は、今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。土地造成については、整地のみで、雨水については、自然浸透及び北側水路に放流します。工事計画としては、西側に隣接する民家の横を控えて、境界から約1mの間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、フェンス内には太陽光パネルを200枚設置します。工事期間は、許可日以降から令和6年5月末日の予定となっています。関係法令としては、所管する建設管理課には相談済みで、申請地は1,000㎡以上となりますので、「伊賀市太陽光発電設備に関する要綱」第8条の規定に基づき、「太陽光発電設備設置に関する届出書」を提出しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.12です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、上野税務署から東へ約400mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。譲受人は、不動産業を行いながら、建築工事や土木工事等も行っており、そのための碎石やコンクリート二次製品等の置き場として利用したいという申請です。土地造成については、現況が道路から高くなっているため、高さの調整を行い、砂利敷きをします。雨水については、自然浸透と敷地内の勾配により、北側の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。

事務局	No.13です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、中瀬地区市民センターから西へ約400mに位置しており、周辺の状況から第2種農地と判断します。申請地の西側の隣接地は、譲受人同社の敷地となっており、コンクリートブロック等の二次製品の置場として利用し、拡張して一体的に利用したいとの申請です。土地造成については、東側の農地に雨水等が流れ込まないように傾斜をつけて盛土を行い、砂利敷きをします。雨水については、自然浸透と敷地内に勾配により、同社の敷地内の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.14です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市島ヶ原支所から北東へ約400mに位置しており、周辺の状況から、第2種農地と判断します。申請者はこれまで自宅から約200m離れた場所を駐車場として借りていましたが、距離もあり不便を感じていたため、自宅から近い場所で、車3台分の車庫を建築したいとの申請です。土地造成については、道路の高さに合わせて調整したうえでコンクリート舗装をします。取水はなく、雨水については、敷地内に勾配を設け、東側の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、小田地区、上野地区、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原地区は私が説明します。
高田委員	No.7からNo.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.11、No.12について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西田委員	No.13について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。2種農地であるため、特に問題はございません。
坂本委員	No.14について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～14について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.7～14について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.7～14は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料8ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定58件、再設定32件で、田198筆、畑2筆。計画面積は合計300,388㎡です。 (利用権全体説明)

	総会資料84、85ページをご覧ください。整理番号241、242です。借り手である株式会社〇〇につきましては、耕作面積がないことから、3月1日に新規営農面談を行いました。株式会社〇〇は、代表取締役である〇〇さんの父親がこれまで行ってきた牛のえさとなる稲わらなどの生産を継承していくために、主たる事業を農業として令和5年11月に設立された法人です。法人の構成員のうち、農業に常時従事している者が株主の有する議決権の過半を占め、また、常時従事者である構成員が取締役の数の過半を占めており、農地所有適格法人としての要件を満たしていることから農業従事者として認められたところです。今回、借り受ける農地では、WCSを耕作される予定で、いずれの対象農地も効率的に利用することが認められます。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで10分間の休憩と致します。
議 長	定刻になりましたので、会議を再開します。3の情報交換会ですが、本日が5回目です。本日は、10番中原委員と、11番福岡委員にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることとお話しただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、中原委員よろしくお願いします。
中原委員	スピーチ
議 長	中原委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 中原委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、中原委員の意見交換を終了します。中原委員、ありがとうございました。続きまして、福岡委員よろしくお願いします。
福岡委員	スピーチ
議 長	福岡委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 福岡委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、福岡委員の意見交換を終了します。福岡委員、ありがとうございました。これで、今月の情報交換会を終了します。来月は、12番田中委員、13番池町委員にお願いいたします。
議 長	続きましてその他の項の1「所有者不明農地(相続未登記農地)の活用について」、事務局は説明してください。

事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご質問が無いようですので、「所有者不明農地(相続未登記農地)の活用について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の2「令和6年度新規営農面談開催日について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「令和6年度新規営農面談開催日について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の3「農地転用等許可事務の適正化及び簡素化について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「農地転用等許可事務の適正化及び簡素化について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	次回の情報交換会のスピーチは、12番田中委員、13番池町委員を予定していますので、準備をお願いします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、4月10日(水)13時半から伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 9月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

喜多 正展

⑨

議事録署名者

西口 育男

⑨